## 八代都市計画下水道の変更 (八代市決定)

八代都市計画下水道「4. その他施設」中、八代市水処理センターの面積を増やし、次のように変更する。

## 4. その他施設

内 訳	位 置	備考
八代市水処理センター	八代市新港町三丁目	面積 約 66,600m²

都市計画を変更しようとする理由

## 1. 八代都市計画下水道の概要

本市の都市計画下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、市町村合併前の旧八代地区と旧鏡地区の2地区で公共下水道の計画決定を行っております。

計画決定の経緯としては、旧八代地区で昭和 48 年度に約 1,231ha の排水区域を計画決定し、12 回の計画変更の後、平成 11 年 2 月に排水区域を約 1,910ha として現在に至っております。また、旧鏡地区では、平成 7 年度に約 189ha の排水区域を計画決定し、3 回の計画変更の後、平成 26 年 12 月に排水区域を約 412ha として現在に至っております。

整備率(都市計画決定比)としては、両地区を合わせ、令和3年度末で汚水約83.8%、雨水約35.0%の整備を完了し、公共下水道の目的の達成に向け事業の進捗を進めているところです。

## 2. 変更(追加)が必要となった理由及び案の説明

現在、八代市水処理センターの隣接地には、本市市民環境部環境課が所管する浄化槽汚泥処理施設があり、浄化槽から発生する汚泥の処理を行っています。また、液体のし尿については、環境課所管の八代市衛生処理センターで処理を行っているが、当施設は供用開始から62年が経過し老朽化が顕著な状況です。

この様な中で、令和3年度に熊本県にて「くまもと汚水処理広域化・共同化計画」が策定されました。これは、人口減少社会を迎えるにあたって、効率的な運営管理を基本とする持続可能な汚水処理システムの構築を目指す計画で、八代市の取組として八代市水処理センターにおいて「し尿・浄化槽汚泥等を集約処理」することが位置付けられました。

このことにより、従来の公共下水道という集合処理、し尿・浄化槽汚泥という個別処理から、一括の下水処理を行い、効率的な事業運営を進め、下水道整備の目的である生活環境の改善をより推進していきます。

これに伴い、浄化槽汚泥処理施設用地約 3,990 ㎡を八代市水処理センター用地とし、施設 面積を 66,600 ㎡に変更します。